

第 5 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成28年12月13日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成28年12月13日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補  
正予算（第13号）

議案第4号 平成28年度熊本県育英資金等  
貸与特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 熊本県育英資金貸与基金条例  
の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 指定管理者の指定について

議案第43号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第44号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第45号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第5号 専決処分の報告について  
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

①熊本復旧・復興4カ年戦略の策定につ  
いて

②熊本県手数料条例の一部を改正する条  
例の制定について

出席委員(8人)

委員長 淵 上 陽 一  
副委員長 橋 口 海 平  
委員 山 本 秀 久  
委員 城 下 広 作  
委員 松 田 三 郎  
委員 森 浩 二  
委員 岩 田 智 子  
委員 大 平 雄 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子  
教育理事 金 子 徳 政  
教育総務局長 青 木 政 俊  
教育指導局長 越 猪 浩 樹  
教育政策課長 田 村 真 一  
首席審議員兼学校人事課長 國 武 慎一郎  
社会教育課長 河 村 雅 之  
文化課長 平 井 貴  
施設課長 西 川 哲 治  
高校教育課長 牛 田 卓 也  
政策監兼高校整備推進室長 手 島 和 生  
義務教育課長 坂 梨 光 一  
特別支援教育課長 藤 田 泰 資  
人権同和教育課長 古 澤 広 義  
体育保健課長 平 田 浩 一

警察本部

本部長 後 藤 和 宏  
警務部長 森 川 武  
生活安全部長 甲 斐 利 美  
刑事部長 吉 長 立 志  
交通部長 奥 田 隆 久  
警備部長 中 島 恵 一  
首席監察官 松 岡 範 俊  
参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾  
参事官兼会計課長 木 村 浩 憲  
理事官兼総務課長 今 村 光 宏  
参事官兼生活安全企画課長 田 中 哲 浩  
参事官兼刑事企画課長 杉 村 武 治  
参事官兼交通企画課長 田 中 亨  
参事官兼警備第一課長 原 秀 二  
交通規制課長 森 教 烈

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹  
政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前10時0分開議

○瀧上陽一委員長 おはようございます。

ただいまから、第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔にお願いします。

初めに、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、後藤警察本部長。

○後藤警察本部長 委員の皆様には、平素から警察行政の各般にわたりまして格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず、9月定例会以降の熊本地震への対応について申し上げます。

警察本部員による仮設住宅を中心とした被災地におけるパトロールや訪問活動、9月から運用を開始しております被災地防犯アドバイザーによる防犯指導や相談対応等に加えまして、10月から、「まち」と「ひと」を守る県警声かけ訪問隊、通称県警ひまわり隊による仮設住宅に対する訪問活動を開始し、被災者の不安感の除去に努めております。

引き続き、被災地における県民の安全、安心の確保に努めてまいります。

それでは、今回、県警察から提案させてい

ただいております3件の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、第1号議案一般会計補正予算（第13号）であります。これは、熊本地震に係る所要額につきまして、救出救助活動等で費消いたしました車両燃料費2,300万円余の増額補正、これと国の第2次補正予算で措置されました警察施設災害復旧費の財源更正をお願いしております。

このほか、災害復旧費等におきまして、年度内の支出が見込めない工事分についての繰越明許費の枠の設定、それから、平成29年度当初から業務を開始する必要がある事業についての債務負担行為の設定、これをお願いしております。

次に、報告第5号でございますが、これは専決処分をさせていただきました7件の交通事故の和解についての報告でございます。

このほか、その他報告事項といたしまして、総務常任委員会で御審議をいただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定がございますが、これは、道路交通法及び同法施行令の一部改正により、準中型自動車免許及び臨時高齢者講習に関する手数料の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、この後、担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○瀧上陽一委員長 次に、担当課長等から説明をお願いします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

第1号議案の平成28年度熊本県一般会計補正予算（第13号）から御説明させていただき

ます。

まずは、上段の警察費でございます。

装備費で2,330万2,000円の増額をお願いしております。

これは、熊本地震に伴う災害警備活動、特別警戒活動等のために他県からの派遣部隊等が使用した車両燃料費でございます。

これにより、補正後の警察費総額は380億551万4,000円となります。

次に、中段の災害復旧費でございます。

これは、国の平成28年度第2次補正予算に呼応するための補正予算でございます。

右側の説明欄をごらんください。

4月専決から9月補正までに予算補正されました警察施設の災害復旧に要する経費について、国庫補助金が国の補正予算で措置されたことに伴い、一般財源等の一部を国庫補助金に振りかえるものでございます。

下段は、警察費と災害復旧費の合計額を記載しております。

それぞれを合わせた今回の補正額は2,330万2,000円の増額となり、補正後の合計額は396億1,580万2,000円となります。

2ページをお願いします。

上段の繰越明許費補正でございます。

まず、1段目の項の欄、警察管理費で2億7,700万円の設定をお願いしております。

これは、菊池警察署、七城駐在所の新築工事など警察施設整備に関する事業で、復旧・復興関連事業に係る工事需要の高まり等を受けて、本年度内に工事を完了しない可能性があるものでございます。

次に、2段目の警察災害復旧費で12億3,900万円の設定をお願いしております。

これは、運転免許センター天井復旧工事など、熊本地震に伴う警察施設の災害復旧に関する事業で、年度内に工事を完了しない可能性があるものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務について、6月補正で設定された5,496万6,000円に5億7,497万7,000円を増額し、限度額を6億2,994万3,000円とする変更をお願いしております。

これは、右側の説明欄に記載してありますとおり、平成29年度当初から業務を開始する必要がある車両メンテナンス委託等、11の業務委託に係る経費でございます。また、これらの業務に2カ年度にわたり業務を委託するものが一部含まれていることから、期間を平成29年度から平成30年度までにあわせて変更しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松岡首席監察官 監察課から報告第5号議案について御説明を申し上げます。

資料は、3ページから6ページになります。

報告第5号、専決処分の報告であります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた7件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告をさせていただくものでございます。

それぞれの事故の概要は、5ページから6ページに詳細に記載させていただいております。

いずれの事故も物損事故として処理をされておりますが、7件中、警察側の過失が大きい事故は6件であり、相手側の賠償は全て警察で加入をしております自動車保険で対応をさせていただいております。

なお、本年10月末におけます公用車交通事故につきましては、警察側に責任のある事故が48件発生し、前年で比べますと、プラス・マイナス・ゼロで推移をしているところでございます。

発生した交通事故の原因をしてみると、安全不確認が全体の6割と最も多く、これら

の事故は、職員が当たり前の注意を行えば防げたのではないかと認められるものであり、また、事故を起こした職員の年齢を見てみますと、20歳代から30歳代が全体の7割以上を占めている現状でありますことから、今後とも、引き続き、公用車交通事故の防止に対する職員の意識啓発と指導、教養及び運転訓練等の実効ある対策に取り組みますとともに、若い世代の職員に特化した、さらなる訓練等の強化にも努めてまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○淵上陽一委員長 それでは、続いて教育委員会から説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 教育委員会でございます。

議案の説明に先立ちまして、委員の皆様方及び県民の皆様にも、まずおわびを申し上げます。

今月10日、3日前でございますが、県立高校教諭が、酒気帯び運転により現行犯逮捕されました。

現在、事実確認中でございますが、決してあってはならないことでございます。厳正に対処してまいります。

また、今月2日、わいせつ行為事案につきまして、教職員の懲戒免職処分を行いました。児童生徒を指導する立場にある教育公務員として、これも断じて許されない行為でございます。本当に申しわけございません。

たび重なる不祥事案の発生によりまして、学校及び学校教育に対する信頼を著しく失墜させております。極めて残念なことであり、教職員一人一人の状況に応じた支援、指導に努めるとともに、不祥事根絶と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

去る10月に、管外視察におきまして、執行部も同行させていただきました。大変お世話

になりました。現地で得られました情報を、今後の施策に役立ててまいります。

それから、12月1日に、これは明るいニュースでございますが、八代妙見祭のユネスコ無形文化遺産への登録が正式に決定いたしました。八代妙見祭保存振興会を初めとした八代市民の皆様、これまでの御尽力のたまものでございまして、大変うれしい、ありがたいことだと思っております。

今後、八代妙見祭の保存や活用、後継者育成等に、より一層の支援を行い、地域の誇りの醸成と県内外との交流の促進につなげてまいります。

それでは、今議会に提案しております教育委員会関係議案の概要について、着座にて説明させていただきます。

まず、第1号議案でございますが、平成28年度熊本県一般会計補正予算（第13号）でございます。

これは、教育委員会関係の資料1ページからでございますが、平成28年熊本地震により被災し、経済的理由から就学が困難となった公立専修学校生徒に対する授業料の減免や、児童生徒に対する学用品等の援助を実施する市町村への助成に要する経費といたしまして、1億9,100万円余の増額補正をお願いしております。

また、繰越明許費でございますが、これは5ページから7ページになりますが、熊本工業高校実習棟改築工事等数件でございますが、これにつきまして、年度内での執行が困難であるため、52億7,600万円の設定をお願いしております。

さらに、債務負担行為についてでございますが、これは8ページから9ページでございますが、県立青少年教育施設管理運営業務の指定管理者への委託など、平成29年度当初から業務を開始する必要がある事業について、18億9,300万円余の設定をお願いしております。

次に、第4号議案、平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年熊本地震で被災し、経済的理由から修学が困難となった高校生等に対する修学支援に必要な費用について、2億1,000万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案でございます。

10ページからになります。

第16号議案につきましては、熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、平成28年熊本地震で被災し、経済的理由から修学が困難となった高校生等を支援するための規定の整備を行うものです。

また、第33号議案は、12ページからでございますが、県立青少年教育施設に係る指定管理者の指定に係るものです。

さらに、第43号議案から第45号議案、これは14ページ以降でございますが、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起と、細菌増殖生乳混入事故に伴う和解及び賠償額の決定に係るものでございます。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要です。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田村教育政策課長 説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

事務局費でございます。489万3,000円を計上いたしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の事務局運営費等の(1)熊本地震被災生徒就学支援事業でございますが、これは、平

成28年熊本地震により被災し、経済的理由から就学が困難となった公立専修学校生徒に対して授業料等の減免を行う市への助成に要する経費を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の2ページ下段をお願いします。

教育施設災害復旧費でございますが、1,632万5,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災した国・県指定等文化財の災害復旧をするために必要な費用でございます。国指定重要文化財である熊本市の大慈禅寺の梵鐘など7カ所について計上いたしております。

次に、(2)の文化財資料室災害復旧事業は、平成28年熊本地震により被災した文化財資料室の災害復旧をするために必要な設計業務委託等の経費でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の3ページ上段をお願いいたします。

育英資金等貸与特別会計繰出金でございますが、7,028万4,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の特別会計繰出金の(1)育英資金等貸与特別会計繰出金でございますが、これは、後ほど御説明いたします熊本県育英資金等貸与特別会計の育英資金貸付金（被災特例枠）の財源として特別会計への繰り出しに必要な費用でございます。

次に、説明資料の3ページ下段をお願いい

たします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸与金でございますが、2億1,085万2,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の貸付金の(1)育英資金貸付金（被災特別枠）でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生等に対する修学支援に必要な費用を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○坂梨義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

教育指導費でございますが、9,976万1,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の学校教育指導費の(1)熊本地震被災児童生徒就学支援事業でございますが、これは、平成28年熊本地震により被災し、経済的理由から就学が困難となった児童生徒に対して学用品等の援助を実施する市町村への助成に要する経費を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の5ページ上段をお願いします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

教育災害復旧費でございますが、平成28年熊本地震により被災しました教職員住宅の修繕等に要する費用及び県立教育センター理科棟の解体に要する費用につきまして1億7,600万の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の5ページ下段をお願いします。

繰越明許費の設定についてです。

教育災害復旧費でございますが、平成28年熊本地震により被災した県立図書館閲覧室等の災害復旧に係る事業費について7,200万円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○平井文化課長 文化課でございます。

説明資料の6ページ上段をお願いします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

まず、社会教育費でございますが、文化財保存事業、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業、旧境家住宅修理事業、鞠智城整備事業につきまして3,700万円の設定をお願いしております。

次に、教育災害復旧費でございますが、文化財災害復旧事業、文化財資料室災害復旧事業、美術館分館災害復旧事業について4億6,800万円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○西川施設課長 施設課でございます。

説明資料の6ページ下段をお願いします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

まず、高等学校費でございますが、熊本工業高校実習棟改築工事など、県立高等学校施設整備の事業につきまして18億5,800万円の設定をお願いしております。

次に、特別支援学校費でございますが、天草支援学校トイレ改修工事など、特別支援学校施設整備の事業につきまして2億3,400万円の設定を、また、教育災害復旧費といたしまして、松橋高校災害復旧工事などに17億6,500万円の設定をあわせてお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

高等学校費でございますが、球磨地区の再編整備において、平成29年4月開校予定の球磨中央高校及び南稜高校の施設設備の工事など、県立高等学校再編・統合施設整備事業について1億6,100万円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の7ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定につきまして御説明いたします。

教育災害復旧費でございますが、熊本県総合射撃場エアライフル棟天井改修工事など、県営体育施設の災害復旧事業につきまして5億500万円の設定をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 説明資料の8ページ上段をお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明いたします。

県立青少年教育施設の管理運営業務について、平成29年度から平成33年度までの5年間の債務負担行為の設定を行うもので、15億1,466万4,000円を計上しております。

平成29年4月当初からの円滑な管理運営を行う必要があるため、債務負担行為の設定を行い、平成33年度末までの協定締結を行う予定としております。

なお、県立青少年教育施設は、指定管理者制度を導入しており、平成29年度からの新たな指定管理者の指定については、後ほど条例等議案関係で御説明いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平井文化課長 説明資料の8ページ中段をお願いいたします。

文化課の県立美術館本館被災美術品修復業務に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、平成28年熊本地震により被災した美術品等の修復業務委託でございます。1億6,485万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料8ページの下段をお願いいたします。

高等学校等通学支援事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、平成28年熊本地震により通学が困難となった生徒等のため、臨時バス等の運行を委託する費用で、1億7,558万1,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業に係る債務負担行為の設定でございます。

この事業は、県立特別支援学校に看護師を配置する事業ですが、看護師を派遣する医療機関との業務委託手続において、準備期間に3カ月程度を要するため、12月補正で債務負担行為の設定を行うもので、3,829万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

条例等議案について御説明いたします。

説明資料の10ページをお願いします。

第16号議案として、熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について提案しております。

概要につきましては、11ページをごらんください。

1の条例改正の趣旨としましては、平成28年熊本地震による災害により被害を受けたことで、経済的理由により修学が困難となる高校生等の支援をするため、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容についてですが、育英資金の返還免除の特例について定めるものです。

具体的には、被災特例枠で採用された高校生等について、在籍する学校を卒業した場合、貸与した育英資金を返還免除することとしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河村社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

県立青少年教育施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法の規定により県議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

詳細は、13ページの資料について御説明をさせていただきたいと思っております。

1、選定の経緯につきましては、平成28年9月に公募し、申請がありました2団体について、熊本県の公の施設の指定管理者制度に係る運用方針に従って、最下段の外部委員5名から成る指定管理候補者選考委員会で審査し、各委員の採点した結果を合計して、総合点が最も高い団体を指定管理候補者として選定したところでございます。

2の選定結果等に記載しておりますように、ひとつづくりくまもとネット・三勢共同体が指定管理候補者として選定されております。

選定理由でございますが、施設利用者との事前相談の質向上への取り組みや担当者セミナー等の実施などが、施設の教育的機能の維持を図るための具体的手法として評価できること、有資格者の継続的な確保と適切な人員配置により、教育施設としての安定的な管理運営が可能となる人的能力を有していること、類似施設の業務を良好に運営しており、教育施設としての安定的な管理運営が可能となる実績を備えていることが評価されたものでございます。

なお、指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

第43号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

14ページに記載しております2人の債務者に対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものであり、最終的には、債務者の財産に強制執行をすることも可能となるものです。

15ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、県が行った支払い督促に対し、2人の債務者から異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた債務者については、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により、県議会の承認をいただく必要がございますが、このように、法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、今回の事案につきまして、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

続いて、16ページの第44号議案も同様の事案であり、2人の債務者から異議の申し立てがあり訴訟に移行したもので、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料の18ページをお願い

いたします。

第45号議案は、細菌増殖生乳混入事故に伴う和解及び賠償額の決定についての専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

19ページをごらんください。

これは、平成28年7月18日に、菊池地域農業協同組合が菊池農業高校から集乳した牛乳から基準を超える細菌が検出され、当該の牛乳が廃棄処分となったため、菊池地域農業協同組合に損害を生じさせたものでございます。

相手方との和解内容ですが、損害賠償額は19万1,859円で、過失の割合は、県が10、相手方がゼロでございます。これは菊池地域農業協同組合の廃棄処分代でございまして、賠償金については、酪農業賠償責任補償制度を適用し対応しております。

なお、同じタンクローリーで集めた6軒の農家の牛乳も廃棄されましたが、この分の牛乳につきましては、菊池農業高校から充当されました。

また、製品として加工される前に発覚したため、市場には流通しておらず、消費者への影響はありませんでした。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○瀧上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を言って座ったまま説明をしてください。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 警察本部に1点と教育関係に2つほどちょっと確認をさせてください。

まず、警察本部は、例の専決処分の部分で、これ事故の問題なんですけれども、バックの事故が3件あるんですね。車の後退をす

るという部分で。非常に、私も、ちょうどことしの夏は、バックをして、見えないポールに当たって車が傷つきましたけれども、かなりショックを受けて、尾を引くんですね、やっぱり。自分の車でも、やっぱりこういう事故に遭うと。

だから、事故に遭うというか、自分が後退して不注目でなると、非常に気分的にも落ちるといふ。これは尾を引くものだから。

結果的には、大変大きなマイナスだということで、恐らく事故をされた方もいろいろと気分は落ちると思うんですよ。

また、ある意味では上司から厳しい指摘もあると思うんですよ。

そういう意味では、やっぱり注意をしなきゃいかぬなというような形で、くれぐれも用心をしていただくようにというふうに思います。

もう1つ。1つ気になったところ。ブレーキ操作で間違っただけで前に追突すると。

最近では、高齢者でよくこういう事故が起って、大変な大きな惨事になるというのがありますので、ブレーキ操作で、何といふかな、事故を起こすというのは、大変用心をしないと、道路の——たまたま前方の車だったからいいかもしれないけど、商店とか歩道とかになると大変なことになるから、この辺は特段の注意を、今後しっかりとやっぱりやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

しっかり指導をされるということで、そのことは聞いておりますので、そのことで期待をしたいというふうに思っております。ぜひ注意をしていただき、特に12月は今から忙しくなりますので、頑張っていかなきゃいけないと思います。

ただ、追跡で、ばんばんばん犯人を追走するときは、これは名誉な事故だと。やっぱり頑張っていたら、それはもうしっかりと業務に励んでいただければというふうに

思います。一応じゃあ、そのことをひとつ。

○松岡首席監察官 議員御指摘のとおり、軽易な事故がっております。また、事故を起こした者のいわゆる心の負担も、当然、御指摘のとおりでございます。ただ、事故を起こした分については、しっかりと反省をさせ、本部に招致をして、事故が起きないように教育、これをした上で、また、免許センターで実施訓練、そういうのをさせて、また警察署のほうに持ち帰ってフィードバックをさせるというような手法をとって、本人の反省と、今後起きないように手段、そういうものをとっているところでございます。

また、年末に向けまして、緊急走行等々の回数もふえるかと思っております。また指導をさらに強化しまして、事故の防止に努めたいと考えております。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○城下広作委員 ありがとうございます。

じゃあ、ちょっと教育のほうの部分で。

大変言いにくいんですけども、先ほどから冒頭の挨拶がありました。教員の酒気帯びということで、議会で私も何回も取り上げたことがあります。やっぱり厳罰というか、厳しくしなきゃいけない。

確認ですけれども、この方は、飲まれた会合というか、それは個人的な集まりで、飲んだ後に運転されたのか、それとも何か、どういふ会合の集まりで飲まれて、こういうふうな状況になったのか、ちょっと教えてください。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

今、委員から御指摘があった今回の飲酒につきましては、この該当の学校の職場の忘年会で飲酒しまして、1次会が終わりまして、その後の2次会があって、その後に事故を起

こしたという状況でございます。

○城下広作委員 個人的な分も余り意味は変わらないんですけども、特に学校の忘年会だから、ある意味では、その飲んだ仲間というのは、非常に、そのことをある意味ではしっかりと意識を高めるような職場だというふうに思います。

そういう帰りますから、周りは恐らく当然お互い申し合わせで、もう口が酸っぱくなるように言われて、当然やってはいけないということは十分わかった上だと思うし、こういう時期ですから、お互いに確認し合って、民間のある銀行なんかは、声をかけて確認をしたけれども、結果的には本人が、いろんな事情で、代行が見つからぬかどうか、というのがありましたけれども。

恐らく職場でも呼びかけたりとか、そういう会話もあっていると思うんですけども。

それでもなおかつそうされるというのは、ある意味では、確信的に、もう大丈夫というふうな個人のそういう考えが強いのかなと思うんですけども。

時期が時期で、今からまた、だんだんだんだんふえて、それでも過去にずっとあって、やっぱりこういう状況ですから、何といひかな、やっぱりやるというのは、もう注意を超えた形の次元の問題なのかなと捉えるべきなのかなと思うんですけども。

この辺はどういうふうにちょっと考えられるのか。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

委員の御指摘をいただいております飲酒運転というのは、やはり非常に生命に及ぶような重大事故になるということで非常に危険であり、また、本人の意思で防げるということで、悪質な事故だと思っております。

これまで繰り返し指導を行ってきたところ

でございます。毎年度、教職員全員から飲酒運転をしない宣言というようなものを取りまして、毎年度毎年度繰り返し確認をしているところではありますが、今回、このような形で再発と申しますか、再び飲酒運転による事故が起こったというのは、非常に残念でありますし、その他の頑張っている教職員の努力が踏みにじられたということで、本当に残念な事故だというふうに思っております。

昨日付で、改めて服務の通知を發出しまして、宴会場には車で行かないこと、仮に行く場合には学校長の許可を得ること、そして、仮にそういった場合に事故が起これば、所属長の責任も厳しく問う等を改めて通知をし、徹底をしました。明後日は、学校長を緊急に集めまして、その点あたりを、再度、指導の徹底を図りたいと思っております。

繰り返し繰り返し言って、あつてはならないことだということを改めて肝に銘じるということで、指導の徹底を図ってまいりたいと思っております。

○城下広作委員 先ほど課長から話がありましたように、何か私は全然参加することは問題ないんですけども、行く交通手段は、なるべく可能性がある車を避けるとかなんかといひろいろ話を聞いたことがあるものですから、それをしっかりと確認するとか徹底するとかという。それ以上は、もう虚偽をするなら、これはもう仕方がないことですから。

ただ、もう一回そこは徹底されたほうが、まだまだ続くといひるか、本人が一番マイナスですからね。何といひたって、やっぱり。そのところをしっかりと、また徹底されるように要望しておきたいと思っております。

あと1点いいですか。

○淵上陽一委員長 はい。

○城下広作委員 これは、全然、飲酒運転と

は関係ないんですけども、今度はトイレの話の部分で、ここは6ページ。

特別支援学校の天草支援学校トイレ改修等12校ということなんですけれども。

この内容を具体的に。例えば、和式から洋式にかえるとか、トイレ自体の建物をかえるとか、内容がどうなのか、ちょっと確認させてください。

○西川施設課長 施設課でございます。

和式トイレの洋式化というのは、私ども施設課においても計画的に優先的に取り組んでいるところでございます。

この天草支援学校のトイレの改修ということなんですけど、現在の施設を改修するという内容でございます。

○城下広作委員 課長がちょっと今、先に答えを言われた。私は、それを後で言おうかなと思ってて。要は、これはどういう改修をするんですかということを確認した後、改修するときに、和式のトイレだったら、今は洋式の流れもあるから、それをするのかなど。先にちょっと答えを言われたものだから。そういうストーリーが一応あったものだから。

どういうことをまずするんですかということ聞いて、箱物ですか、トイレのパターンをかえるんですかということ。

私の結論としては、だんだんだんだん和式よりも洋式がいいという声が高まっているし、今回の災害でも、和式のトイレが学校施設にはたくさんあって、災害の——ある意味では施設になると、高齢者の方が和式のトイレはなかなか使いにくいと、避難所が非常にそれで苦労したという。そのストーリーでちょっと確認しようと思ったけど、そういうことで、今回は箱物ということで、洋式は、将来考えているということでわかりましたので、ありがとうございました。

○淵上陽一委員長 ほかに。

○松田三郎委員 ちょっと2点ありますが、最初は、特別支援教育課の藤田課長に。資料9ページ。

債務負担の設定ですけども、ほほえみスクールライフ支援事業と。

これは、大変今までも要望があつて、ここちょっと前、数年前からですかね、始めていただいて、大変喜んでいただいている事業だと思います。

御説明にあつたように、4月からスタートするためには、もう今から委託等の中でいろいろ人選をしていただく、配置を考えていただくということで、この時期だと思っております。

ちょっと確認を含めてお伺いしますが、この額でいくと、大体、主に人件費になるかと思えますけれども、看護師さん何人分になるんですかね。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

この事業で、今3,829万円ということで計上しておりますけれども、現在、この額で予定しております看護師の数は、17名でございます。それぞれが6時間勤務という想定で17名ということでございます。

○松田三郎委員 これは、例えば去年とかここ数年、余り変わってないんですかね。

○藤田特別支援教育課長 大体、秋口ぐらいに、来年度の予測を、各学校から情報をいただきまして数字をはじいておりますけれども、去年は、予算要求段階では、16名の予算でございました。今年度は、1人ふやして、17名でございます。

○松田三郎委員 細かい話ですけども、17

名ということは、1つの特別支援学校に複数いらっしゃることもあり得るわけで。

○藤田特別支援教育課長 17名の看護師を、8校に、今配置しようというふうなことを考えております。ですから、お一人のところもあれば、複数の看護師を配置するところもある、そういう状況でございます。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

最後に、要望をお聞きになってということだから、一応足りてるということでしょうけれども、もしかすると遠慮して上げてらっしゃらないところもあって、教育委員会としたら、もうちょっとしっかり行き渡るような人数を確保したいけれども、なかなか財政的に難しいからという状況があるのかなとは思いましたけれども、そうでもない、今のところこれで十分に確保できてるということでしょうか。

○藤田特別支援教育課長 私どものほうでは、必要な看護師を、本当に精査をして、過不足ない数字ということで要求をさせていただいているところでございます。現状、これまでうまくいっているというふうに認識しております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

もう1点いいですか、続けて。別です。

○淵上陽一委員長 はい。

○松田三郎委員 文化課、資料2ページですけども、平井課長の御説明ありましたように、1の(1)のほうですよ。

文化財災害復旧事業、どこかの梵鐘ですか。鐘を含めて7カ所ということでしたが、これちょっと前の記憶も不確かでございますが、一遍に被害がすぐわかるわけで

はないところもあるでしょうから、例えば今までも何カ所か出てきて、今回7カ所、そして、これからも今精査中、そういうのもあるんですか。まず、確認で。済みません。

○平井文化課長 委員からお尋ねのありました災害復旧事業でございますが、国指定、県指定などにつきまして、被害状況の調査を行ってまいりまして、早いものですと、5月の補正から、順次、被害額がわかり補助金の交付申請が行われるものについて予算を計上させていただいております。今後、調査の進捗などとともに、さらに補正増額をお願いするという想定をいたしております。

○松田三郎委員 これは、細かい話、国・県指定等の等には、例えばどういうのが入るんですか。

○平井文化課長 国・県指定等でございますけれども、国指定、県指定、そのほかに、登録文化財などについて、一部設計費の補助などをいたす場合がございますので、等というふうに表現をいたしております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

例えば、市町村指定の文化財が復旧を申請する場合、県の負担分というのはないんですかね。

○平井文化課長 市町村の指定文化財につきましては、それぞれの市町村において補助が制度化されておまして、一定の金額、あるいは一定の割合で、被害額に対して補助が出されております。

現行の制度では、県の補助の制度がない状況でございますけれども、例えば、個人負担の大きなものなどについて、今後さらに基金等の検討が必要ではないかというふうに考えております。

○松田三郎委員 はい、わかりました。

最後に、参考までに関連してお伺いしますが、例の復興基金の中の地域コミュニティー関係ですね。

あれは、事前にある程度、どこの市町村も共通して要望の多いものを、ある程度メニュー化をしたと。実際、市町村課と連携してということになるかと思いますが、今の状況で、大分予想どおりに上がってきそうか、あるいは、予想以上に上がってきそうなのか、予想を下回るぐらいしか上がって——そういう出方といたしますか、今やりとりをなさっている最中と思いますが、ざっくりした話でちょっとお聞かせいただければ。

○平井文化課長 地域コミュニティーの関係施設、これは、地域住民の方々が昔から守り継いでこられたほころでありますとか、お堂でありますとか、こういったものを対象にするものでございまして、あらかじめ市町村に被害状況の調査をかけ、そして、現在10.9億円ということで予算を計上させていただいているところでございます。

今後、今議会で議決されました後、市町村課から各市町村に、要項を策定した上で照会をかけるということになります。かなり問い合わせはたくさん入っておりまして、事業費見合いの申請になってくるのではないかと、今考えているところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

最後に、ちょっと1点要望ですが。要項のたたき台か、その前の文章を見ましたら、専ら地域で管理しているとか、専ら地域が使用するとか、最終的には市町村が必要と認めたと書いてありますけれども、専らを余り強調すると、なかなか、かなり狭まったことにならざるを得ないのかなと思いますので、専らという、ほぼそれにとという意味合いでし

ようけれども、語感からは、ちょっと広い専らにいただければなというのを要望しておきたいと思います。

○藤田特別支援教育課長 先ほどの補足説明をさせていただいてよろしいですか。

松田委員のほうから、ほほえみスクールライフ支援事業についてお問い合わせがございましたけれども、ここ数年前に始まったんじゃないかというふうなお話が、冒頭あったかと思うんですけども、このほほえみスクールライフ支援事業は、平成14年ぐらいからやっておる事業でございます。

委員がお話しになっているのは、人工呼吸器の補助事業が、ここ数年前に始まりましたので、これにつきましては、当初予算のほうで要求させていただきますので、またその折に御説明することになるかと思っております。

以上でございます。

○瀧上陽一委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 不祥事の件は、私も現場にありましたので、毎年4月に印鑑を押して、みんなで不祥事を起こさないでおうとう、校長を初め、やっていました。

不祥事がやっぱり絶たないというのは、その後の、例えば飲酒で捕まったりした後の人生がどうなるかという、例えば警察がここにおられますけれども、罰金がどのぐらいなのか、どうなのかというような、具体的な、本当にこうなるんだよというのを、やっぱり学校で研修しなきゃいけない。

飲んじゃいけないとか車で行かないというのは大体わかっているもので、それ以上のことで何か、ああやっぱりいかぬのだというような認識になるような取り組みが必要だと思うし、あと、やっぱり学校の雰囲気とか仲間づくりで、仲間同士でそういうのはいかぬよというのが言えるような職場づくりがすごい必

要だなと思っています。飲まない人が、飲むなら私が送っていくよとか、送り迎えをするよとか、そういうような職場での人間関係とかもすごく重要なんじゃないかなというふうに考えているところです。それはちょっと感想です。

それから、今ほほえみサポート事業のことでお話があって、とても現場では助かっていらっしゃると思います。支援学校、やっぱりそれが無いときは、ずっと保護者が付き添いで学校に行っているような状況でしたので、本当に、看護師さんにしていただけるということで、子供も学校に行けるということで、とても喜んでいらっしゃいます。

さっき課長が言われましたけれども、もう14年から始まっている事業で随分時間がたっていて、いろいろ社会の流れとかいろんな要望で見直しとかも少しずつ中でもされているのかもしれませんが、何か聞くところによると、契約とかが物すごい煩雑で難しいというような親御さんの思いも聞きましたので、ちょっと見直し等もできればなというふうに思っています。それもちょっと感想です。

最後に、質問ですが、奨学金のことです。

とても現場の方々も喜んでいらっしゃるというか、給付型の奨学金、高校を卒業すれば返さなくていいというような本当に給付型になって、私もとてもうれしいんですが、被災の経済的に困難になったという基準ですね、何か。その基準を教えてくださいませんか。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

今お尋ねがありました今回の被災の特例枠でございますけれども、詳細の制度設計は、この後することになりますけれども、現在、教育委員会のほうで考えていますのは、まずは、居住する家屋等が半壊以上の被害を受けているということと、あわせて、その高校生

等が属する世帯が、市町村民税所得割額が課税していないというのを考えているところでございます。

その他、生計の主たる維持者が、死亡または重篤な障害を負った場合ですとか、あるいは生計の主たる維持者が、失業または収入が減少し、先ほど申しました市町村民税所得割非課税の相当世帯に該当するというようなことを想定しながら、今後制度を詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

周知というか、本当に困っている方が使えるように周知をよろしくお願いします。

以上です。

○山本秀久委員 教育長、ちょっとお尋ねしますけれども、これまでの教職員の採用は、どっちでしょう。人事委員会、それとも教育委員会。

○宮尾教育長 採用について、ちょっと担当課長のほうからよろしいでしょうか。済みません。

○國武学校人事課長 学校人事課でございます。

教育委員会の職員につきまして、教員につきましては選考という位置づけになっておりますので、教育委員会で直接採用をいたしております。

○山本秀久委員 私は、この採用の問題にまず真剣に取り組めということを行ったことがある。それはなぜかと。首からはみんな同じだって。首からは。首からへその間を採れて、よく言ったこと——機械化されてしまっているわけだ、首から上の人間は。大方全部変わらないと思う、人間性は。

そうしたときに、教育に携わる人というのは、どういう意味で教育を選んだかということは、まず給料がいいということで入るのか、それとも公務員として安定している職業だから入るのか、そこに違いが生まれてくると思うんですよ。

そういうとき、私は、首からへその間を採ってくれぬかと。それはなぜかと。心、人間性を採ってくれということを書いて、ずっと来たわけだ。それがどうしてか、そういう状態が少し薄れてきたような感じがしてならないわけだ。今日の社会情勢から見ると。

前は、真剣にそういう思いで、問題を起こすような教職員は余りいなかったと思う。ただ、礼に対しては無頓着が多かったけれども、教育に対する熱心さというのは、やっぱりよく熱心にやっとなったような感じがするけれども、このごろ少し墮落してきとるような感じがしてならない。

だから、各地域の教育事務所、どういう働きをしているのか。現場の、特に教育事務所の管轄が重要視してきたんじゃないかと私は思えてしょうがない。そうせぬと、教育長の配下の所内の中ではわからないことが多いと。各地域の教育事務所の動きというのは、なるだけ把握しとくべき問題じゃなからうかと、私は感じるわけですよ。

そして、特に今度は、前つくった青年の家とか、いろいろな自然の教育の中で、どういういきさつでつくったかということ。管理をこういう民間に託したりなんかしているときに、経営者が、管理者がどういうふうな感覚でやっとするか、そういうのを把握されるのか。少しおろそかになってないかという感じがしてならないわけだ。

だから、そういう点を指摘しておきたいと。だから、そういう点は、教育長、何かお考えあれば、御説明願いたいと。今まで言ったこと。

○宮尾教育長 山本委員の御指摘は、私どもも非常に重く受けとめております。委員がおっしゃるのは、恐らく教員としての人間力とか、人間性をきちっと見てるかという御指摘だと思っております。

基本的には、当然教員を目指す人たちは、子供が好き、子供と接することが好きということで、情熱を持って教職員を目指す人たちであるはずだと思っております。そこを信じたいと思っております。ただ、やはり一定の割合、一定の時間が経過する中で、どうしてもそういう不祥事が起きてしまうということは、私どもも非常にその点は責任を感じているところでございますし、重く受けとめたいと思っております。

引き続き、採用に当たりまして、また、採用後の研修等におきまして、指導力はもちろんのこと、人間力ですとか、人間性も磨くような教職員を、引き続き育成していくように努力をしていきたいと思っております。

それから、社会教育施設についてのいきさつ等。当初、そこにそういうのをつくっていただいたといういきさつ等につきましても、私ども、そこはきちっと引き継ぎながら、当初のいろんな地元の方々の御苦労ですとか御尽力を忘れないように、きちっと引き継いで話をつないでいきたいと思っております。

以上でございます。

○山本秀久委員 教育長は、確かにそういう気持ちでおられることはわかるんだ。教育長自身は。でも、その配下というのが、なかなか行き渡っていないところがある。あなたはそういう気持ちでおられることは、確かにそうだと思う。でも、そこにおるときに、選ぶ人の感覚がちょっと薄れているような感じがしてならないところがある。

もう一度真剣に——選ぶ人は、ただペーパーテストだけで選んでおるわけたい。おかしいと思うよ。ペーパーテストは皆できるんだ

から。さっき言ったように、首から上は同じだって。ペーパーテストだけで人を選ぶなどということを前から私は言い続けているわけだ。それはなぜかと。感情がないんだ。人としての教えようとする心、そういうのがないわけだ。薄れている。ペーパーテストだけで、ただトップだから入れるとか、そういうことが往々にして多い。

特に、これは関連するけれども、警察本部長にもお願いすることは、警察の人事も、わかりかしそういう面、トップの成績、ペーパーテストだけで選ぶようなことをしないでほしいというのが、私の要望であります。そうせぬと、警察学校に行つて、1年警察学校を過ぎた場合は、すばらしく変わっているわけだ。ああ、なるほどな、警察に入つて1年警察学校でもまれてくると、こんなに変わるかなという解釈の仕方ができるわけだ。それほど一生懸命警察は、人事の問題で真剣に取り組んでいる姿は確かにある。だから、教育界でもそういう筋合いを少しは持ってほしいんだ。

私は、いつでも言うけれども、礼に始まつて礼に終わるんだよ、人間社会って。そこをしっかりと進めぬと。私は、はっきり前にも言ったことがある。今の校長と教頭はつまらぬと、私は、はっきり言ったことがある。名指しじゃ言わぬけれども、今の校長、教頭クラスはよくないと。物事の見方が違つてるといふことに、もうちょっと真剣に、教育長、指導してください。

以上です。

○淵上陽一委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○大平雄一委員 要望というか、お願いになるんですけれども。警察本部のほうにお願いしたいんですけれども。被災地の防犯という

ことで、防犯アドバイザーの方々が、地域支え合いセンターと連携を図りながらやっているとこのところ、先週末、一般質問を終わった後に、テクノ仮設のほうにちょっと聞き取りのほうに行きました。

その中で、自治会長さんたちと話をすることで、地域支え合いセンター、ここが全く機能してないというところで、そこは、社協から業務委託を受けた民間の組織が運営をされているというところで、通り一遍の対応しかされない。よくわかりませんかそういったことを言われるというふうに自治会長さんが言われておりました。よろず相談、一番の窓口である地域支え合いセンターが受け付けをしないと、さまざまな問題も浮き彫りにならないと思うんですね。

そういったところで、民間の組織でありますから、なかなか運営に関してまだノウハウがないのかもしれませんが、そういったところを警察のほうから御指導いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○甲斐生活安全部長 被災地防犯アドバイザーにつきましては、警察官OB4人による被災地域を中心とする活動を9月1日から実施しております。その中で、特に地域支え合いセンターとの連携した取り組みが必要であるというふうに考えております。

現在の取り組みとしては、まず、地域支え合いセンターと連携をして、全仮設住宅に対しまして、東日本大震災での活動を参考としまして、本県独自に、犯罪被害防止対策、事件・事故発生時の通報先等を記載しました自主防犯活動マニュアルを配布しております。

その中で、地域支え合いセンターからは、防犯講話の依頼でありますとか、被災者から受けた相談に対してアドバイスが欲しい、また、サロン、お茶会に立ち寄ってほしいなどの要望が寄せられております。

こういう要望を踏まえながら、来年の3月

31日までの活動というふうになっておりますので、これらにつきましては、体制を強化し、かつ期間を延長して、被災地域の安全、安心に寄与していきたいというふうに考えております。

以上です。

○大平雄一委員 地域支え合いセンターは、そのように要望されているということなんですけれども、実際に自治会長さんあたりが一番そういった声を聞かれています。だから、その話し合いの中に地元の自治会長さんあたりを入れていただいて、実際にはどうかということまで掘り下げて対応いただければと思います。よろしくお願いします。

○山本秀久委員 先ほど教育長に言ったけれども、確かに、校長、教頭、悪い人が多いと言うけれども、いい人もおるといこともつけ加える。（宮尾教育長「ありがとうございます」と呼ぶ）半分半分。悪い人ばかりじゃない。あと、いい人もおるから。

○淵上陽一委員長 今の防犯アドバイザーは、もうよろしいですか。

4人2班ということでありましてけれども、かなり容量も多いかと思っておりますので、来年度、その辺の数の部分をしっかり協議していただいて、ふやさぬといかぬときは、ふやしてやるべきじゃないかなと、私も何か聞いておましてそのように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第16号、第33号及び第43号から第45号までについて、一括して採決をしたいと思ひますが、御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思ひます。

初めに、森川警務部長から報告をお願いします。

○森川警務部長 報告させていただきます。

今議会に提案しております熊本復旧・復興4カ年戦略案について御報告させていただきます。

4カ年戦略は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政運営の基本方針として、県政全般に関する取り組みを記載しておりますので、当常任委員会においても、その概要を御説明させていただくものであります。

それでは、お配りしているA3の資料、熊本復旧・復興4カ年戦略案、主な事項をごらんください。

資料の右上になりますが、新たな4カ年戦略は、蒲島県政3期目の基本方針として、平成31年度までの期間で取り組む施策等をまとめたものであります。被災者の生活再建と熊本地震からの創造的復興が県政最大の課題であるため、復旧・復興プランのおおむね4年間の取り組みを基本といたしました。

また、これまでの蒲島県政2期8年の成果を生かし、さらなる発展につなげるため、昨年10月に策定した熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みに加え、知事が選挙で県民にお約束した取り組みを盛り込んでおります。

資料の左側の基本理念ですが、この戦略により、県民総幸福量の最大化に向け、災害に強く、誇れる<sup>たから</sup>資産を次代につなぎ、夢にあふれる新たな熊本の創造を目指します。

基本目標は、復旧、復興と従来からの人口減少社会への対応、その2つをあわせ、熊本地震からの創造的復興に何が必要かという観点から、総合戦略の基本目標を見直したものといたしました。

そして、基本目標を達成するための取り組みの方向性を、安心して希望に満ちた暮らしの創造、未来へつなぐ<sup>たから</sup>資産の創造、次代を担う力強い地域産業の創造、世界とつながる新たな熊本の創造の4つとし、実現に向けた13の施策により展開していきます。

まず、1の安心して希望に満ちた暮らしの創造では、家族や地域の強いきずなが息づく地域づくりなど、3つの施策を展開し、災害が起きても安全、安心して生活ができ、進学、就職、出産などの希望がかない、子育てしやすい生活環境で、夢と希望に満ちた暮らしの創造を目指します。

2の未来へつなぐ<sup>たから</sup>資産の創造では、災害に負けない基盤づくりなど、3つの施策を展開し、震災で甚大な被害を受けた熊本の基盤を再生し、未来の礎を築くために、次代へつなぐ<sup>たから</sup>資産の創造を目指します。

3の次代を担う力強い地域産業の創造では、競争力ある農林水産業の実現、県経済を支える企業の再生・発展など5つの施策を展開し、被災した農林水産業や商工業など地域産業の復旧とともに、災害に強い経営基盤を確立し、全国の地域経済が抱える課題を克服するような力強い産業の創造を目指します。

4の世界とつながる新たな熊本の創造では、空港、港の機能向上によるアジアに開くゲートウエー化などの2つの施策を展開し、阿蘇くまもと空港の復旧、機能強化や熊本港、八代港の海外展開拠点化を推進するとともに、国際スポーツ大会開催等を通して、世界とつながる熊本の創造を目指します。

以上、これらの取り組みを進めることで、熊本地震からの創造的復興、将来世代にわたり幸せを実感できる新たな熊本の創造を目指します。

また、各施策の着実な推進に向け、政策評価を活用したPDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や市町村と連携した復旧、復興など、地方創生の推進に取り組んでまいります。

最後に、この4カ年戦略の案は、10月5日から11月3日まで実施したパブリックコメント、11月2日に開催した幸せ実感くまもと『まち・ひと・しごと』づくり推進会議における意見等を踏まえ、作成しております。

私からの報告は以上であります。

○ 瀧上陽一委員長 次に、奥田交通部長から報告をお願いします。

○ 奥田交通部長 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について御報告いたします。

教育警察常任委員会説明資料、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをごらんください。

これは、道路交通法及び道路交通法施行令

が一部改正されることに伴い、熊本県手数料条例の一部を改正するものです。

警察関係の主な改正点は、資料の5ページの2、制定(改定)の要点をごらんください。

(1)新たに手数料を設けるものは、運転免許再試験手数料、講習手数料の関係です。

これは、準中型自動車免許及び臨時高齢者講習の規定が新たに設けられたことに伴い、準中型自動車免許再試験手数料並びに準中型自動車免許取得時講習手数料、準中型自動車免許初心運転者講習手数料及び臨時高齢者講習手数料を新設するものです。

手数料は、準中型自動車免許再試験手数料が2,000円、このとき公安委員会が提供する自動車を運転して受ける場合は4,650円です。準中型自動車免許取得時講習、普通自動車免許非保有者の場合は、手数料が1時間当たり3,400円、準中型自動車免許初心運転者講習手数料が1時間当たり2,150円、臨時高齢者講習手数料が5,650円、次の6ページでございしますが、臨時高齢者講習（小型特殊のみ）手数料が2,400円となっています。

次に、6ページの(2)手数料の額を改定するものです。

これは、運転免許に関する手数料等の標準額が改正されたことに伴い、それぞれ運転免許関係手数料を改定するものです。金額の読み上げを省略いたします。

最後に、一番下の3、施行日につきましては、関係法令の施行日に合わせまして、平成29年3月12日といたしております。

報告は以上です。

○ 淵上陽一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○ 山本秀久委員 説明がありましたけれども、免許センターの経費でちょっと値上げになってますけれども、これで間に合うんです

か。大体、万全にいきますか。

○ 奥田交通部長 人件費等の標準額の算定から出したもので、十分、間に合うという意味では間に合うと……。

○ 山本秀久委員 無理なところがあるんじゃないですか。私も、ちょうど今度、初めて免許センターで更新をいたしましたけれども、なかなか難しいですな。でも、やっぱり時間がちょっとうまく流れないところがありましたけん、できるだけ流れるようにしてくださいよ。年とってるとなかなか……。

じゃあまあ、これでいいんですね、予算は。はい、わかりました。

○ 淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

○ 橋口海平副委員長 1件要望を。

今現在、県の体育施設等が被災して、運動する機会が大分減ってきているかと思えます。

例えば、パークドームなんかでもテニスコートを使っていた方たちは使えなくなって、現在スポーツする場は少なくなっているかと思えます。隣にある運動公園は、4つテニスコートあるんですけども、4つとも使えるんですが、夜間は2つしか使えなくなっていると。そういうところもぜひ検討していただいて、4つ夜間全て使えるようなのも検討していただいて、やっていただきたいと思えます。

まあこれは、テニスに限ったことじゃなくて、ほかの施設に関しても、そういう、使えるところは使っていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○ 淵上陽一委員長 なければ、これで報告事項に対する質疑を終了いたします。

それでは、その他で。

○城下広作委員 今からだんだん冬になって、例のミルクロードの道路の部分で、雪が降ったり凍結したりするようになるんですけども。チェーン規制がかかって、まだチェーンも——タイヤも普通のタイヤで、行こうとした人がいわゆるそこで立ち往生するということになる、大変迷惑がかかるものだから、この辺はどういう対応をされるのか。

たしか、ちらっと新聞で見たのは、北海道なんかでチェーン規制があるときに、雪道のために、タイヤもかえていない、チェーンもしていない、それは罰則かなんか、逮捕か罰則かなんかだと思ったけれども、その対応というのをちょっと教えてもらえればと思います。

○森交通規制課長 規制課でございます。

ミルクロードの雪氷対策につきましては、道路管理者とこれまで数回会合を重ねておるところでございます。

ただいま、委員御指摘の関係につきましては、道路交通法の71条に、運転者の遵守事項ということで、雪道とか凍結の際には、冬用タイヤとかチェーンなどの滑りどめをつけなければならないという規定がございまして、これにつきましては、罰則が5万円以下の罰金と、反則金は6,000円という規定もございます。

ただ、現状、通行どめ等の措置につきましては、道路管理者が、道路法の46条の規定をもとにやっておるものですから、安全で円滑に通過させるという趣旨のもとにやる部分が多うございまして、それをしたから、すぐ罰則をかけると、検挙するというんじゃなくて、指導、警告をまずはしたいと。ただ、中には、どうしても悪質な運転者さんもいますので、そういうときには検挙措置を講じるというような方向で行こうかと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 特にミルクロードはですね、今からだんだん交通量が、とにかく量が違うもんだから、そこで全然そういう無防備で意識のない人がぼんぼん通常のように行かれて立ち往生したら、それこそ大渋滞とか、とんでもない形になるなという想定がつくものだから、通常意識とは違うような状況になっているということで、やっぱりしっかりと、特にあそこの道路に関しては、交通規制、例えば積雪、凍結がはっきりしているといった場合には、無防備な人はなるべく通さないとか、排除していくとか、それは頑張らんといけないかなと思いますけど。

○森交通規制課長 ただいまの件についてお答えいたします。

指導、警告を中心に考えておると申しましたけれども、その事案が発生してからというのが、今の話でございまして、それを発生させないために、道路管理者とも打ち合わせしまして、降雪の場合によっては、現場指導をするという話し合いもやっておるところでございます。

どういうときにするかというのは、なかなかそのときの気象状況等も絡んでくるかと思えますけれども、できるだけ安全に通行していただくように選別等の実施も視野に入れているところではございます。

以上です。

○城下広作委員 ミルクロードのちょうど入り口には、大津から上がってくるところには、大体通常は、もう大雪とか凍結がすごいときには、最初からゲートで行かせなかったんですね。今度は、なかなか、あのゲートを閉めるなんていうのは、そう簡単にはできぬでしょうから、やっぱりその前の注意喚起、タイヤとかそういうチェーンがないと厳しい

ですよということをしっかり事前の説明をやっていくことが、ある意味ではそういう渋滞の予防になるのかなと思いますので、ぜひ、その辺は、道路管理者ともしっかりと連携をとっていただければと要望しますので、よろしく願いいたします。

○森浩二委員 先日ちょっと地元の会合があって、大阪府警が土人という発言をしたですよ。それをいろいろ聞かれて、差別と思うか、差別じゃないかというような。

これは人権的な問題ですけれども、これは実際どういうふうですかね。（「その他にも入らぬとじゃなか」と呼ぶ者あり）いや、人権同和、その後があつとたい、まだ。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

今委員の御指摘の件ですけれども、当事者のことを考えるならば、これは差別的発言だと私は認識しております。

○森浩二委員 その後が、あの人は同和部落だけんで、これも差別かどうかなったわけですよ。じゃあ、市も県も同和という言葉を使っていますよね。その辺がどうなのかなということになったわけですよ。これは、同和と言ったら差別用語か用語じゃないのかというのを。

○古澤人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

同和地区といいますのは、行政用語でございます。同和と単独で使った場合には、やはり過去厳しい状況に置かれた方々が苦しい思いをされるということでございますので、同和という単独用語は、今は使ってはおりません。同和地区とか同和问题とか、そういう言葉で説明をしております。

以上でございます。

○森浩二委員 県は、その人権同和……。

○淵上陽一委員長 森委員、もしよければ、後ほど、後でよろしいですか。

○松田三郎委員 ICTのことで、教育政策課ですね。田村課長のところだと思います。

義務教育、小学校、中学校は、我々も視察に行ったりとか、あるいは報道等で、例えば高森町、県南にあつては山江村とか、私が住んでおります錦町、ほか、県の教育委員会並びに地元の市町村、あるいは市町村教育委員会、非常に頑張っていて取り組んでいただいているところが多いというような気がいたします。

一方、県立高校においてはどうかというのを、ある人の指摘を受けてよくよく考えたら、ちょっと不十分なところが多いと。もちろん、義務教育の小学校の場合は、特に学力をやっぱりある程度上げなければならないというところで、ICTを導入するという必要性はより高いんだらうと思います。それに比べて、高校の場合は、まあそこまでせなかとかというようなお考えがあるのも事実かもしれません。

ただ、一方では、小学校、中学校はそういうICTになれて、いざ自分が高校を目指そうと思って、行った高校には全くそういうのがないとなると、そういうのでなれた子供さんにとると、ちょっと難しい部分もあるのかもしれないし、加えて発達障害の子供さんなんかは、視覚で学ぶほうが入りやすいとかという話も聞くならば、条件がそろそろなら整備したほうがいいんだらうと思います。

ただ、前提として、教育委員会のほうで、さっき言いました、いや、高校の場合はそこまで必要ないんだらうというお考えなのか、もしくは、予算等条件が整えば、義務教育だけではなくて、高校でも整備をしたいと

いうお考えなのか、その方向性をまずお伺いしたいと思います。

○田村教育政策課長 教育政策課でございます。

今、松田委員御指摘のとおり、小学校、中学校におきましては、これは市町村の御理解をいただいているところは、もう率先して入れていただいているところも出てきておまして、着実にその成果が上がってきておるところでございます。

一方、高校教育におきましても、今のところ大きく産業用の機械としてパソコンを、これは、商業、工業、農業といった、そういう専門高校には高校教育課のほうが、そしてそれ以外のところには私どもが入れているという状況で、少しずつ整備をしております。

高校におきましては、それぞれのやっぱり高校の特色といいますか、置かれている生徒さん方の進路とかそういったものがございまして、そういったものに合わせて整備をしていく必要があると思いますので、必要性については、やはり小学校、中学校は、そういうふうになってきた生徒さん方がやっぱり進学してこられることもありますし、将来的にはやっぱり大学入試の関係とかにも絡んでくるような点もございまして、その必要性については我々も認識はしております。

いろんな学校とか、あるいは保護者の方からも、そういった要望等いただいているところでございますので、今後も、その必要性については、ちょっと教育委員会内部でも高校教育課等と連携しながら進めていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

かつて経済対策等で導入したケースもあったでしょうし、県の教育委員会の御判断で整備をなさっておられると。いずれにしても、

物によっては、やっぱりある程度途中でまた更新をしなきゃならないということで、工業、商業を含めた普通科も含めて、全県立高校の全クラスにという、相当な数になるのかと思いますので、一挙にはなかなか難しい面はあるんだろうと思っております。もちろん高校のほうの要望もあるんですかね、うちの高校お願いしますとかいう。そういうのは事前には余りとられない。

○田村教育政策課長 一斉にとるということではないんですけども、やっぱり校長先生との懇談会とか、あるいは個別に要望に来られるところとかもありますので、そういう要望があることは事実だと我々は認識しております。

○松田三郎委員 余り大きな声じゃ言えませんが、財政課がこういろいろ厳しくうだうだ言うようなときは、例えば一斉にが無理であるならば、さっき言いました市町村で非常に頑張っているというふうな評価があるようなところの子供さんが多く行く学校とかの1年生にまず導入するとか、あるいは、例えば一つの基準でいえば、再編整備で新しく新校を設置してスタートされた、日がまだ新しい、というところにまず導入するとか、一挙にが無理であるならば、ある程度の皆さんが納得してもらえるような基準といいますか、をつくって、少しずつ——さっき少しずつでもとおっしゃいましたけれども。その少しずつも、少うしずつでしょう。整備が進んでおられるのはですね。

ですから、まあ確かに目に見える少しずつぐらいでも進むように、私たちも応援したいと思いますので、引き続きといいますか、いろいろな要望も聞きながら進めていただければと思います。最後のは要望で結構です。

○岩田智子委員 先ほど森委員からちょっと

衝撃的な発言があって、私は、ちょっと土人とか、また盛り返すようですねけれども、もうここでとめますが、土人とか、例えばそういう言葉はあると思うんです。同和とか。でも、それをどういう場面で使うかということがとても問題だと思っていますので、人権同和教育課の答弁もとても私も安心したところですね。

私、質問ですねけれども、小中学校の体育館ですね。

さっき橋口副委員長も言われましたけれども、小中学校の体育館でも使えないところがたくさんあって、子供たちもちろんですねけれども、地域の体育とかもなかなかできない状況で、県の体育館とかの補修は何かすごく早いような気がして、義務制のほうはどうかかなというのがちょっと心配なので、どういう流れになっているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○西川施設課長 施設課でございます。

私どもで市町村の公立学校の災害復旧を所管しておりますので、今週も災害査定が行われておりますが、今、災害査定の対象校が、市町村立学校で230ありまして、先週時点で202校、やっと9割超えたというところでございます。

文部科学省の事業につきましては、事前着工というのが認められておりまして、災害査定をやる前に復旧ができるというような制度がございます。簡単な、例えば壁のクラックとか、エキスパンションジョイントとか、簡単なものは事前着工で先行して補修をされているところもあるかと思いますが、やはり大規模な被害については、国費がどれだけ認められるのかというのが市町村の整備のポイントということになりますので、今言ったように、今、災害査定が90%来ておりますので、今後、市町村において、災害復旧のほうに進められるという、そういった状況かと思って

おります。

以上でございます。

○岩田智子委員 わかりました。やっぱりなかなか査定等、大規模になるとお金もかかるので、なかなか進まない状況もあると思いますが、いつも意見を聞くので、できるだけ市町村のほうにもお手伝いといふかな、やれるようによろしくお願いします。要望です。

○瀧上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 ここで、私のほうから御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、昨年、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を2月の定例会終了後に県議会ホームページに公表することとしております。

つきましては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へ示し、御審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして、第5回教育警察常任委員会を閉会したいと思います。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長